

令和7年度 会津美里町地域おこし協力隊募集要項
まちやどコーディネーター

会津美里町では、平成30年度より町全体を一つの宿と見立て、宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、まちぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値を向上させる「まちやど事業」と地域特性をコンテンツとする新しい滞在型観光「グリーンクラフトツーリズム」を推進してきました。

日々の暮らしの風景を活かし、地域の日常と訪れる人をつなぐことで、まちの姿をより深く知ってもらい、今後も多くのファンを増やしていきたいと考えております。

一方で町内の宿泊施設は年々減少しており、今後、滞在型観光を推進していくためには、新たな宿泊ができる拠点を増やしていく必要があります。

そこで「暮らし」を体験できる「宿」を増やすことを目的に、「地域」の方々とつながり「まちやど事業」と「グリーンクラフトツーリズム」の推進を担う地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員（まちやどコーディネーター） 1名

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とし、満たさない場合は採用しない。

2. 活動内容

「まちやど事業」と「グリーンクラフトツーリズム」の推進

- (1) 「まちやど事業」の推進・地域への浸透
- (2) 「グリーンクラフトツーリズム」の実施による地域への人の呼び込み
- (3) 地域ならではのコンテンツの発掘と磨き上げ
- (4) WEBサイト「ほのぼの旅する会津美里」への記事掲載、SNSによる情報発信
- (5) 町内で開催されるイベントへの協力、調整
- (6) チラシ・冊子の作成
- (7) その他地域の活力維持と地域の活性化のために町長が必要と認める活動

なお、活動内容については、実情に応じて、隊員と会津美里町で協議の上、都度変更する場合がございます。

3. 募集条件

以下(1)～(7)のすべてに該当する方

- (1) 次のいずれかに該当する方

ア 現在、三大都市圏の地域又は地方都市（条件不利地域は除く）に住所を有する

方

※3 大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法
④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として、同一地域で2年以上活動し、かつ解嘱1年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、活動終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) 採用が決定し委嘱された後は、会津美里町に住民登録して生活の拠点を移すことができる方

(3) 心身共に健康で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

(4) 協力隊活動終了後、会津美里町で起業、就業して定住する意思のある方

(5) 普通自動車運転免許を所持している方（オートマチック限定免許可）

(6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方

(7) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②会津美里町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公正員会の委員の職であって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員

5. 活動地域及び勤務地

活動地域：町内全域

勤 務 地：会津美里町字新布才地 1 番地

会津美里町役場 本庁舎 政策財政課

6. 勤務時間等

- (1) 勤務日数：週 4 日
- (2) 勤務時間：原則 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分（途中お昼休み 1 時間）
- (3) 休 日：祝日・年末年始（休日等に出勤の場合は振替となります）
- (4) 休 暇 日：会津美里町と協議の上、決定します
- (5) そ の 他：勤務日時、休暇等の詳細は、都度、会津美里町と協議の上、決定するものとします

7. 雇用期間

令和 7 年 4 月 1 日以降 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日

（最長で 3 年間継続可能とし、毎年度、面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行う）

8. 給与等

月 額：1 8 0, 0 0 0 円（月末締、翌月 10 日に支給）

※所定の活動時間を下回った場合は、その分を減額することがあります。

※支給月の 10 日が土日祝日となる場合は、その直前の営業日に支給となります。

※採用日や金額改定等により支給額が変更となる場合があります。

賞 与：あり（年 2 回：6 月、12 月）

9. 福利厚生

社 会 保 険：加入

有給休暇及び特別休暇：あり

家 賃 助 成：月額 4 5, 0 0 0 円を上限に助成

引 越 助 成：引越しに係る運送費等について 1 0 0, 0 0 0 円を上限に助成

ただし、同居家族がいる場合、1 5 0, 0 0 0 円を上限に助成

敷金礼金助成：9 0, 0 0 0 円を上限に助成

自 己 研 鑽 費：年間 1 0 0, 0 0 0 円を上限に助成

起 業 助 成：協力隊任期 2 年目から任期終了後 1 年以内に町内で起業または事業継承に要する費用 1, 0 0 0, 0 0 0 円を上限に助成

そ の 他：活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能。

10. 住居等

住居はご自身でご用意いただきます（物件探し等は相談に応じます）。

自家用車を用意していただくことをお勧めします。

(自家用車がない場合、本町の生活に大きな制限が生じる可能性があります)

11. 選考方法

(1) 1次選考（書類選考）

応募書類による審査を行います。

1次選考結果は文書で通知します。

(2) 2次選考（面接試験）

1次選考の合格者に対し会津美里町役場において面接試験を行います。

日時等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) その他

応募に係る費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は個人負担となります。

12. 応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参して下さい。

提出された応募書類は返却いたしません。

① 会津美里町地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式）

② 運転免許証の写し

③ 住民票抄本（本籍地記載不要）

(2) 応募先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町政策財政課移住定住促進係 宛

(3) 応募受付期間

随時募集（ただし、採用者が決まり次第応募を締め切らせていただきます）

13. その他注意事項

(1) 住民票の異動は必ず採用内定通知以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

(2) 選考において、合格者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。